



山形県公報

令和6年1月16日(火)
第470号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……17
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……18
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……19
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公有水面埋立ての免許に係る埋立地の用途の変更の許可……………(空港港湾課) ……20
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……21

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) ……24

告 示

山形県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
合同会社りぶあっぷ 米沢市大字南原石垣町2805	森のアトリエ 米沢市大字南原石垣町2805	就労継続支援(B型)	20名	令和 6. 1. 9

山形県告示第27号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
浜中広岡土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市浜中宇上村387番3

- 3 認可年月日
令和6年1月9日

山形県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
- 3 認可年月日
令和6年1月9日

山形県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
令和6年1月9日

山形県告示第30号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	備畑地区	令和4年5月19日

山形県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 角沢鳥越線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字角沢字駒場1366番145から
同 鳥越字駒場2985番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月16日

山形県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年1月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字萩野字関所7番1から 同 十王字笹ノ倉上5618番1まで	旧	45.1メートル } 16.7	メートル 218
同 上	新	55.2メートル } 16.7	同 上

山形県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年1月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字萩野字関所7番1から
同 十王字笹ノ倉上5618番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月16日

山形県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町遊佐字深田5番1から 同 吉出字庚申塚71まで	旧	65.1メートル } 10.6	メートル 160
同 上	新	65.1メートル } 10.6	同 上
飽海郡遊佐町遊佐字深田5番1から 同 吉出字庚申塚81まで		21.8メートル } 6.3	メートル 196

山形県告示第35号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第1項の規定により、公有水面の埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

令和6年1月16日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 免許年月日

平成7年4月21日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

山形市緑町四丁目3番9号

3 埋立区域

(1) 位置

酒田市大浜二丁目189番4に接する無番地並びに同188番、同246番1、同246番3、同市新町字光ヶ丘119番3及び同119番7に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L+0.42m）における公有水面と北防波堤との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L+0.42m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 酒田灯台（北緯38度56分31.60秒 東経139度49分28.60秒）

①の地点 基点から 208度49分19秒 1,920.48メートルの地点

②の地点 ①の地点から 283度41分30秒 495.07メートルの地点

③の地点 ②の地点から 20度00分00秒 650.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 111度00分00秒 650.00メートルの地点

(3) 面積

373,117.86平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

酒田市大浜二丁目189番4に接する無番地並びに同188番、同246番1、同246番3、同市新町字光ヶ丘119番3及び同119番7に接する国有海浜地の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 酒田灯台（北緯38度56分31.60秒 東経139度49分28.60秒）

④の地点 基点から 205度01分02秒 1,895.66メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 282度59分41秒 624.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 254度30分00秒 191.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 20度00分00秒 918.50メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 111度00分00秒 875.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 209度30分00秒 581.00メートルの地点

(3) 面積

637,204.62平方メートル

5 埋立地の用途の変更の内容

(1) 変更前

用 途	配 置	規 模
ふ 頭 用 地	埋立地の北側から中央部にかけての位置	約20.0ヘクタール

流通施設用地	埋立地の南東部にあって、緑地①と緑地②と道路用地に囲まれた位置	約 2.6ヘクタール
業務施設用地	埋立地の中央部の南側にあって、緑地①と緑地②と緑地③と福利厚生施設用地と道路用地に囲まれた位置	約 3.4ヘクタール
福利厚生施設用地	埋立地の中央部のやや西側にあって、業務施設用地と緑地③と道路用地に囲まれた位置	約 1.2ヘクタール
緑地	① 埋立地の西側と南側及び東側外周に位置 ② 埋立地のやや中央部から南側にあって、流通施設用地と業務施設用地との間に位置 ③ 埋立地の南西部にあって、業務施設用地と福利厚生施設用地と緑地①と道路用地に囲まれた位置	約 8.9ヘクタール
道路用地	埋立地の中央部にあって、ふ頭用地と緑地③、福利厚生施設用地、業務施設用地、緑地②、流通施設用地との間に位置	約 1.2ヘクタール

(2) 変更後

用途	配置	規模
ふ頭用地	埋立地	約37.3ヘクタール

6 許可年月日
令和6年1月16日

山形県告示第36号

次の開発行為は、完了した。
令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和5年3月30日 指令置総建第98号
- 開発区域に含まれる地域の名称
長井市館町南3819番1、3820番1、3820番3、3820番4
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
天童市乱川三丁目12番1号 株式会社おーばん

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和6年5月16日まで縦覧に供する。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
S-MALL
鶴岡市錦町2番21号
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号
代表取締役 國井 英夫
- 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國 井 英 夫
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉 野 隆 一
株式会社ファンシーフラワー	鶴岡市日吉町2番23号	後 藤 則 子
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜二丁目4番20号	吉 田 孝 江
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛 田 良 紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長 島 希 吉
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江 上 雅 敏
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4	形 部 幸 裕
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青 塚 義 明
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木 下 尚 久
株式会社サンポウ	群馬県沼田市薄根町4470番地1	平 井 秀 明
株式会社末広	長井市館町南12番43号	高 橋 英 敏
株式会社リュウズ	酒田市亀ヶ崎三丁目10番29号	齋 藤 隆 一
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠 山 直 樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡 部 広 太 郎
有限会社シーガルディレクション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小 畑 賢
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	平 坂 満
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県仙台市根白石字下河原39	陳 必 正
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県土浦市蓮河原新町4181	内 藤 雅 義
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊 沢 真

株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻英介
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗城幸一
有限会社KEEP YOU	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番5-201号	内海邦彦
株式会社星光堂薬局	新潟県新潟市中央区本馬越二丁目8番21号	小島徹

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國井英夫
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林誠
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉野隆一
株式会社ファンシーフラワー	鶴岡市日吉町2番23号	後藤則子
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜二丁目4番20号	吉田孝江
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛田良紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長島希吉
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江上雅敏
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4	形部幸裕
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青塚義明
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下尚久
株式会社サンポウ	群馬県沼田市薄根町4470番地1	平井秀明
株式会社リュウズ	酒田市亀ヶ崎三丁目10番29号	齋藤隆一
有限会社ワーカホリック	東京都中野区中野五丁目36番5号	遠山直樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡部広太郎
有限会社シーガルディレクション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小畑賢
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	平坂満

有限会社ビズ・カンパニー	宮城県仙台市根白石字下河原39	陳 必 正
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県土浦市蓮河原新町4181	内 藤 雅 義
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊 沢 真
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂 下 和 志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 英 介
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗 城 幸 一
株式会社星光堂薬局	新潟県新潟市中央区本馬越二丁目8番21号	渡 邊 崇
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	筒 井 和 宏
ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込四丁目41番4号	内 林 久 雄

4 変更年月日

- (1) 株式会社末広に係るもの 令和5年3月31日
- (2) 有限会社ワーカホリックに係るもの 令和5年8月26日
- (3) 有限会社KEEP YOUに係るもの 令和4年5月31日
- (4) 株式会社星光堂薬局に係るもの 令和5年7月1日
- (5) 藤久株式会社に係るもの 令和4年7月1日
- (6) ジュピターコーヒー株式会社に係るもの 令和5年11月20日

5 届出年月日

令和5年12月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年5月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

令和6年1月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表取締役 金谷 隆平
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン山形嶋店
山形市嶋北二丁目4番15外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（廃止前）2,534平方メートル

（廃止後）0平方メートル

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
令和3年3月21日

令和6年1月16日印刷 発行所 山形県庁
令和6年1月16日発行 発行人 山形県